

主 文
本件控訴は棄却する。

本件控訴の趣意は横浜地方検察庁検察官宮本彦仙作成の控訴趣意書の通りでありこれに対する被告人等の答弁は弁護人山内忠吉外一名作成の答弁書の通りであるからこれを引用し、これに対し当裁判所は次のように判断する。

論旨第二点について。
論旨は先ず本件停電行為は当該単位労働組合員でない第三者の手により且つ職場員たるA員の反対を押し切つて強行されたものであるから正當な争議行為と謂うことと職場員が即ちC株式会社及びD株式会社を含む九配電会社の各地方本部を、営業所、班を置き、更に分会を、更に分会が多数の職場に分れており、同分会はBG県支部に、同支部は更にBH本部を通じてBI本部に所属する組織の組合である。而して原審の認定した事実によれば被告人JはDK支店L変電所F支社G県支部常任執行委員、被告人MはCN支社線路課技師補でBF支社分会執行委員としていた者であるが、Bは予てより組合員の賃銀その他労働条件に基き原指示の如く右指令に基きBG県支部は原指示の如くOP町及びQ町両工場は依然その態度を変えなかつたため、被告人並にBF支社分会執行委員としてストを遂行せんがためにその場に合せた被告人Mは共同して組合の指令を実施するたため前記両工場に対する配電線のスイッチを遮断した事実が明らかである。故に被告人等はBA班に属する職場員ではないがその〈要旨第一〉上部組織たるBF支社分会又はG県支部の役員として組合の指令を実施したものであつて、而も右〈要旨第一〉指令が慣例による戦術委員会の諮問を経なかつたとしてもこれを無効乃至不適法な指令と認むべき根拠のない本件においては被告人等が争議行為の一部としてなした本件停電行為を違法とすることはできない。尤も被告人等の右配電線の遮断は職場員の多数決による反対を押し切つてなされたことは所論の通りであるがB労組の規約によれば組合員は組合の決議に服する義務があるものであるから組合員たる職場員が組合の決議に反対した場合にその上部組織の役員がこれを強行したとしても未だ以てこれが正当性を阻却するものとは解し難い。次に論旨は配電盤の操作は一歩これを誤るときは非常な危険を伴う慮れがあるので会社の内部規程により当直責任者又はその指令を受けた当直者以外の者がこれを操作することは禁止されているに拘らず、右禁止を侵してなされた本件停電行為は違法であること主張するが、被告人JはDK支店L変電所の工員であつて、A長及び同所員等の面前で同所員に遮断すべき配電線のスイッチの所在を確めた上その指示するスイッチを遮断したことは記録に照し原審認定のとおりであるから、当直者以外の被告人Jが右スイッチを遮断したことは内部規程に違反するとは謂いながら右の場合所論のような危険の伴う虞れがあつたものとは認められない。

よつて右論旨も理由がない。
論旨第三点について。
本件停電行為が一般的普遍的な停電ではなくO株式会社P町及びQ町両工場に対する停電であつたことは原審の認定するところであるが労働組合の行う労働争議はその使用者との間において労働関係に関する主張が一致しない場合その主張を貫徹することを目的とするものであるから労働組合としてはその争議行為において限りその方法については一に労働組合が決定すべき事項であつてその結果において使用者の業務の運営を阻害するに至ることあるも止むをえないところである。而して原審認定のようによつて右Bにおいては本件争議行為として停電ストを実施すること

